

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間当時、国民年金保険料は3か月ずつ定期的に市役所に納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っており、年金についての認識及び納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は申立期間及びその前後の期間を通じて、住所や仕事の内容など生活状況に特段の変化は無かったとしており、未納となるような周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 48 年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの 30 月分 12 万円を、55 年 6 月 3 日に特例納付したとの回答があったが、私はその時期に納付したことはない。

昭和 50 年 12 月に A 区役所から一括納付の納付書が送付され、60 歳まで約 30 年間納付しないと年金が支給されなくなると説明され、同月、36 年 4 月から 48 年 3 月までの 144 月分約 12 万円を A 区役所 B 出張所に納付した。また、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの分も納付しているので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 12 月に特例納付したと主張しているが、C 社会保険事務所が保管している「附則 4 条納付者リスト」において、申立人の国民年金手帳記号番号により、55 年 6 月 3 日付けで、30 か月分、12 万円が納付されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を申立ての昭和 50 年 12 月に特例納付したことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに申立ての時期に特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が特例納付を行ったことが確認できる昭和 55 年 6 月の時点において、同期間についても特例納付対象の未納期間であったことが確認できるが、同時点の特例納付においては、36 年 4 月から 30 か月分のみを特例納付しており、申立期間①同様納付されなかったものと推認さ

れる。

また、申立人は①及び②の申立期間以外にも2年の未納期間が見られるほか、当時同居していた妻は申立期間を含め長期間未加入となっており、保険料の納付意識は必ずしも高くなかったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、免除申請が行われていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、申請免除の記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和43年10月に国民年金に加入し、54年11月までの加入期間はすべて保険料の免除申請を行っていたと思っていた。

この件で、社会保険事務所に相談に行った時に、旧台帳を見せられたが、憶えの無い地番が記載されており、別人の記録ではないかと思った。

昭和51年11月まで、国民年金の加入期間はすべて免除なのに、申立期間だけ未納とは考えられないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入及び保険料の免除申請に関与していない。

また、申立人の国民年金の加入及び保険料の免除申請を行ったとしている両親は亡くなっており、申立人と同様、長期間にわたり免除申請をしている申立人の兄も国民年金の加入及び保険料の免除申請に関与しておらず、申立てを裏付ける証言は得られなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳の発行は、昭和44年5月22日であることが確認でき、これを前提とすれば、43年度の免除申請は制度上行えない。

加えて、申立人が憶えの無いとしていた旧台帳の地番については、A市において、住所変更がなされているうちの一つであることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請が行われていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 43 年 9 月までの期間及び 44 年 9 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 43 年 9 月まで  
② 昭和 44 年 9 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は昭和 44 年 9 月に A 事業所を辞めたあと、市役所に手続きに行き国民年金に加入した。納付書が送られてくる毎に B 郵便局で納めていた。新しい分も平行して納めていたので、市役所から督促もなかった。未納分があるはずがないので調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分が、昭和 44 年 9 月に A 事業所を辞めたあとに市役所に向き、夫婦二人分の国民年金資格取得届を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 6 月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号管理簿により確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、これらの記録を前提とすれば、申立期間①及び②はいずれも、時効により保険料を納付できない。

また、申立期間①の昭和 41 年 3 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料 31 か月分について、国民年金印紙を市役所の売店で購入して納めたと主張しているが、当該期間の保険料は過年度分に当たり、制度上国民年金印紙では納付できず、実際の保険料納付の取扱いと相違している。

さらに、社会保険庁の記録上、昭和 36 年 4 月から 41 年 2 月まで国民年金保険料を特例納付しているが、それ以外に特例納付で納めた記録は確認できない上、保険料を納付したことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 43 年 9 月までの期間及び 44 年 9 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 43 年 9 月まで  
② 昭和 44 年 9 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、妻が昭和 44 年 9 月に A 事業所を辞めたあと、市役所に手続きに行き国民年金に加入した。納付書が送られてくる毎に B 郵便局で納めていた。新しい分も平行して納めていたので、市役所から督促もなかった。未納分があるはずがないので調査願いたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「自分が、昭和 44 年 9 月に A 事業所を辞めたあとに市役所に出向き、夫婦二人分の国民年金取得届を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 6 月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記録番号管理簿により確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、これらの記録を前提とすれば、申立期間①及び②はいずれも、時効により保険料を納付できない。

また、申立期間①の昭和 41 年 3 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料 31 か月分について、国民年金印紙を市役所の売店で購入して納めたと主張しているが、当該期間の保険料は過年度分に当たり、制度上、国民年金印紙では納付できず、実際の保険料納付の取扱いと相違している。

さらに、社会保険庁の記録上、昭和 36 年 4 月から 41 年 2 月まで国民年金



保険料を特例納付しているが、それ以外に特例納付で納めた記録は確認できない上、保険料を納付したことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について納付した記録が無かったとの回答をもらった。

しかし、私と夫は、昭和46年4月ごろから53年ごろまでAとBに出稼ぎに行き、地元で得る給料の約3倍の給料をもらうことができたので、毎月、郵便局で定額貯金をすることができた。国民年金の加入手続きとその保険料の納付については、夫が行っていたため、直接関与していなかった私には全く分からないことではあるが、特例納付の通知が自宅に届き、夫が私たち夫婦二人分としてそれぞれ40数万円、合わせて80数万円を一括納付したのは間違いが無い。このことについては、私の長女夫婦も知っていることなので、納得の行くような調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金の加入手続きを行った上、申立期間について、特例納付により、未納の保険料を一括納付したはずであると主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身が保険料の納付に直接関与していなかったため、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金保険料を一括納付したとする申立人の夫は既に死亡している上、申立期間当時、同居していたその長女から聴取しても、保険料の納付状況等について、申立てを裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、記録上特例納付とされている期間の保険料及び申立人の夫が特例納付したと主張する申立期間の保険料を合計すると928,000円（申立人分が118月472,000円、夫分が114月456,000円）となり、この金額は夫婦分として一括納付したとする金額と概ね一致する。しかし、C市が保管する国民

年金被保険者名簿上、申立人は、昭和 53 年 10 月 12 日に国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月 29 日にさかのぼって被保険者資格を取得し、53 年 10 月以降において、最初に、51 年 9 月から 53 年 3 月までの未納保険料 19 か月分を 8 回に分けて過年度納付し、次いで、36 年 4 月から 45 年 11 月までの保険料 66 か月分を 4 回に分けて特例納付したことが確認できることから、一括納付したとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人に係る当該被保険者名簿の納付記録と社会保険庁の納付記録が一致しており、同時に両機関が同じ誤りをするとは考え難い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について納付した記録が無かったとの回答をもらった。

しかし、私と夫は、昭和46年4月ごろから53年ごろまでAとBに出稼ぎに行き、地元で得る給料の約3倍の給料をもらうことができたので、毎月、郵便局で定額貯金をすることができた。国民年金の加入手続きとその保険料の納付については、夫が行っていたため、直接関与していなかった私には全く分からないことではあるが、特例納付の通知が自宅に届き、夫が私たち夫婦二人分としてそれぞれ40数万円、合わせて80数万円を一括納付したのは間違いが無い。このことについては、私の長女夫婦も知っていることなので、納得の行くような調査をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人である夫が妻の分と一緒に国民年金の加入手続きを行った上、申立期間について、特例納付により、未納の保険料を一括納付したはずであると主張するが、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入や特例納付をしたとされている申立人本人が既に死亡している上、申立期間当時、同居していたその長女から聴取しても、保険料の納付状況等について、申立てを裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

また、記録上特例納付とされている期間の保険料及び申立人が特例納付したと主張する申立期間の保険料を合計すると928,000円(申立人たる夫分が114月456,000円、妻分が118月472,000円)となり、この金額は夫婦分と

して一括納付したとする金額と概ね一致する。しかし、C社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号管理簿及び国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立人を代理する妻と同様、53年10月に国民年金の加入手続を行い、36年4月29日にさかのぼって被保険者資格を取得し、53年10月以降において、最初に、51年9月から53年3月までの未納保険料19か月分を8回に分けて過年度納付し、次いで、36年4月から44年11月までの未納保険料61か月分を4回に分けて特例納付したことが確認できることから、一括納付したとする申立人の主張とは一致しない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 51 年 3 月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は、年金は将来のために納付しなくてはならない、という認識があり、きちんと納付してきたはずである。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかないので調査して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入時期及び保険料の納付に関する記憶が定かでなく、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、申立人の妻が厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入期間となるが、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月 18 日に払い出されており、それを前提とすると、申立期間は保険料をさかのぼって納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間当時、A 市以外へ住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 149（事案 71 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 31 日まで  
平成 19 年 12 月に申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできないとの通知をもらった。  
しかし、この度、申立期間当時の元経理事務担当者から、私の厚生年金保険の加入について、新たな証言として「申述書」の提出があったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる給与明細書等の関連資料が無く、申立人が正社員として勤務していたことも確認できない上、雇用保険の加入記録も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 16 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人から新たに提出された元経理事務担当者の「申述書」及び当委員会からの問い合わせに対する同担当者の回答において、申立人は申立期間当時勤務していたこと及びフルタイムの従業員についてはすべて社会保険に加入させていたこと等を証言しているものの、申立人について厚生年金保険に加入させていたとの記憶が必ずしも定かではない上、ほかの元同僚からも申立てを裏付ける証言を得ることができなかった。

また、申立人は、申立期間を含め、その前後の期間について国民年金加入期間として、国民年金保険料を納付しているほか、昭和 39 年 4 月 30 日に、転入により住民票を移した A 市から国民健康保険の職権適用を受け、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 1 日から同年 10 月 30 日まで

私の夫が代表取締役を務めていた有限会社Aが平成 16 年 10 月 29 日に倒産したのち、夫の標準報酬月額が同年 1 月にさかのぼって引き下げられたが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る夫の厚生年金保険の標準報酬月額は、実際に報酬から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相異しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立人が代表取締役を務めていた事業所が、平成 16 年 10 月 30 日に全喪した後の同年 11 月 15 日に、同年 1 月から 10 月までの期間について、申立人の標準報酬月額が 44 万円から 9 万 8,000 円に遡及して訂正されたことが確認できる。

また、申立人の妻は、標準報酬月額の減額改定について、①平成 13 年度以降、赤字を解消できない状態が続いていたところ、14 年 7 月に不渡りとなった手形を受け取り、一挙に資金繰りが悪化し、16 年 10 月 29 日倒産してしまったこと、②16 年 11 月上旬、B 社会保険事務所の担当者から、「未納となっている 16 年 9 月分の厚生年金保険料については、代表取締役の標準報酬月額を同年 1 月まで遡及して引き下げ、これによって生ずる差額を充当する以外に方法はない。」旨説明され、よく分からないまま説明どおりの対応をとることについての合意書に署名・押印してしまったものであることから、標準報酬月額を引き下げるのは本意でなかったと主張している。

しかし、申立人の妻は、平成 16 年 11 月当時、専務取締役として、社会保険事務所に出勤し、申立人である代表取締役の標準報酬月額を減額調整して、滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、厚生年金保険に係る事務

について権限を有する役員として標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。